

令和6年 第4回定例教育委員会

令和6年4月25日（木）
午後2時から
宮代町役場204会議室

- 1 開会の宣言 教育長
- 2 挨拶
- 3 概要報告
- 4 事務局報告
 - (1) 教育総務関係
 - ア 令和6年度教育委員会事務局組織等について
 - ① 令和6年度教育推進課内職員配置 P 1
 - ② 令和6年度宮代町教育関係組織一覧 P 2
 - (2) 学校教育関係
 - ア 5月の行事予定について P 3
 - イ 5月の事業予定について P 4
 - (3) 生涯学習関係
 - ア 5月の事業予定について P 5
- 5 審議案件
 - 議案第 7号 宮代町就学支援委員会委員の委嘱について P 6
 - 議案第 8号 宮代町立小・中学校への研究委嘱について P 9
 - 議案第 9号 宮代町学校運営協議会委員の委嘱について P11
- 6 報告案件
 - 宮代町立小・中学校司書教諭の発令について P16
- 7 その他
- 8 次回教育委員会について
- 9 閉会宣言 教育長

4 事務局報告

(1)教育総務関係

ア 令和6年度教育委員会事務局組織等について

① 令和6年度教育推進課内職員配置(下線部変更・異動箇所)

教育推進課長

田 中 啓 之

《教育総務担当》

副課長(兼学校給食センター所長)

小 川 雅 也

主 査

高 橋 道 彰

主 任

埜 中 美 也

主 事

須 原 大 輔

主 事

矢 口 陸

《学校教育担当》

学校管理幹兼副課長

竹 内 知 子

主幹兼指導主事

齋 藤 真 美 子

指導主事

嘉 茂 達 哉

指導主事

三 浦 洋 介

主 幹

小 島 英 樹

《生涯学習室》

室長(兼公民館長、郷土資料館長)

飯 山 武

(生涯学習・スポーツ振興担当)

主 幹

川 崎 章 人

主 査

荒 川 俊 二 郎

主 任

鈴 木 惇 也

主 任

橋 本 祥 子

主 事

木 本 和 志

主 事

今 井 杏 美

(郷土資料館担当)

主 査

山 崎 健 司

主 査

横 内 美 穂

主 任

久 米 美 夏

主 事

長 瀬 英 俊

② 令和6年度宮代町教育関係組織一覧〔令和6年4月1日現在〕

◎小中学校一覧

須賀小学校	宮代町大字須賀1425-1	TEL33-1325	児童数 301	学級数 14
	校長 金野 泰久 / 教頭 木下 喜子			
百間小学校	宮代町字西原261	TEL32-0157	児童数 304	学級数 14
	校長 塚越 健一 / 教頭 小倉 伸也			
東小学校	宮代町百間5-8-48	TEL32-0214	児童数 382	学級数 14
	校長 高野 桂子 / 教頭 六平 亘			
笠原小学校	宮代町字百間1105	TEL34-8480	児童数 592	学級数 22
	校長 山口 隆夫 / 教頭 工藤 将之			
須賀中学校	宮代町大字須賀1426-1	TEL33-1326	生徒数 153	学級数 8
	校長 谷 義明 / 教頭 渡辺 貴子			
百間中学校	宮代町宮代3-7-38	TEL32-0142	生徒数 415	学級数 14
	校長 栗原 利夫 / 教頭 田中 理恵子			
前原中学校	宮代町字中461	TEL34-0631	生徒数 159	学級数 7
	校長 長井 勝利 / 教頭 柿沼 千鶴子			

◎教育施設・関係機関電話番号一覧

須賀小学校	TEL0480-33-1325	学校給食センター	32-5711
百間小学校	32-0157	宮代高等学校	32-4388
東小学校	32-0214	宮代特別支援学校	35-2432
笠原小学校	34-8480	日本工業大学	34-4111
須賀中学校	33-1326	宮代幼稚園	32-3640
百間中学校	32-0142	宮代須賀幼稚園	34-5265
前原中学校	34-0631	宝光寺幼稚園	32-3833
和戸公民館		姫宮成就院幼稚園	32-4599
百間公民館		杉戸警察署	33-0110
川端公民館		宮代消防署	34-0119
須賀中さわやか相談室	33-4500	学童保育(須賀小)	32-8208
百間中さわやか相談室	32-7900	学童保育(百間小)	33-8740
前原中さわやか相談室	33-2500	学童保育(東小)	33-8680
教育支援センター	53-3727	学童保育(笠原小)	090-8723-8663
総合運動公園	32-1543	埼玉県教育局	048-824-2111
町立図書館	34-9944	東部教育事務所	048-737-2727
郷土資料館	34-8882		

(2) 学校教育関係

ア 5月の行事予定について

須賀小：須 百間小：百 東小：東 笠原小：笠 / 須賀中：須 百間中：百 前原中：前

小学校4校：小 中学校3校：中

日付	小学校	中学校
1日(水)	引き渡し訓練(東) 開校記念日(笠)	開校記念日(百)
2日(木)	離任式(百・東・笠)	離任式(前)
3日(金)	憲法記念日	憲法記念日
4日(土)	みどりの日	みどりの日
5日(日)	こどもの日	こどもの日
6日(月)	振替休日	振替休日
7日(火)	百間小おたんじょうび集会(百) 前原中陸上指導(百) 表札訪問(~10日)(笠)	P T A総会 書面(須) 百間小学校へ陸上指導(前)
8日(水)	自然教室説明会(5年)(笠)	
9日(木)	埼玉県学力・学習状況調査(4~6年) (小) 交通安全教室(1・3年)(百)	埼玉県学力・学習状況調査(1~3年) (中)
10日(金)	P T A総会(東) 登校指導連絡会(笠)	修学旅行説明会(3年)(須) 通信陸上地区大会(中)
11日(土)	土曜授業・引き渡し訓練(須・百)	土曜授業 授業公開・P T A総会 (百)
12日(日)		
13日(月)	教育実習開始(~6/7)(須) 交通安全教室(1・3年)(須) 表札訪問(~15日)(百) 引き渡し訓練(笠)	教育実習(~31日)(前)
14日(火)		生徒総会(百)
15日(水)	開校記念日(百)	中間テスト(前)
16日(木)	小中連絡会(百間中)(東・笠) 小中連絡会(中1授業参観)(百)	修学旅行(~18日)(百) 小中連絡会(百間中)(百) 小中連絡会(中1授業参観)(前)
17日(金)	P T A総会 書面(須) P T A総会(百)	
18日(土)	土曜授業(笠) 百間中陸上指導(笠) 第1回学校運営協議会(笠) 学校関係者評価委員会(笠)	笠原小学校へ陸上指導(百)

	P T A 総会 (笠)	
19 日 (日)		
20 日 (月)	小中連絡会 (須) 心肺蘇生法講習会 (百) 表札訪問 (~ 24 日) (東)	小中連絡会 (須) 振替休業日 (3 年) (百)
21 日 (火)	ふれあいデー (須・百・東・笠)	ふれあいデー (須・百・前) 教育実習開始 (~6/10) (百)
22 日 (水)		
23 日 (木)	校内陸上記録会 (6 年) (百・東・笠)	
24 日 (金)	校内陸上記録会予備日 (百・東・笠) 学力向上週間 (東) 社会科見学 (6 年) (東)	春季大運動会 (須)
25 日 (土)		
26 日 (日)		
27 日 (月)	第 1 回学校運営協議会 (須) 表札訪問 (~ 29 日) (須) 古代からのメッセージ (6 年) (百)	教育実習開始 (~ 6 / 21) (須) 第 1 回学校運営協議会 (前)
28 日 (火)	校内陸上記録会 (6 年) (須)	春季大運動会予備日 (須)
29 日 (水)	校内陸上記録会予備日 (須)	体育祭 (百)
30 日 (木)	田んぼの学校 (田植え) (5 年) (百) 招待遠足 (1 年) (笠)	体育祭予備日 (百)
31 日 (金)	田んぼの学校 (田植え) (5 年) (須) 招待遠足 (1 年) (百) 心肺蘇生法研修 (笠)	第 1 回学校運営協議会 (須) 生徒会集会 (壮行会) (前)

イ 5月の事業予定について (教育委員会主催事業)

日 付	内 容	場 所
1 日 (水)	第 1 回学力向上検討委員会	進修館大ホール
8 日 (水) 10 日 (金)	教育長訪問	各小中学校
14 日 (火)	環境教育担当者会議	役場 202 会議室
16 日 (木)	教育長面談 < 全校 >	役場 204 会議室
20 日 (月)	人権教育担当者会議	役場 204 会議室
28 日 (火)	ICT 研修会	オンライン

(2) 生涯学習関係

ア 5月の事業予定について（教育委員会主催事業）

日 時	内 容	場 所
18日（土） 14:00～16:00	<p>大人のスポーツフィールド</p> <p>■仕事や家庭等で運動から縁が遠くなってしまった方々などを対象に、月に一度、汗を流す運動の場です。</p> <p>●内容：モルック</p> <p>●対象：町内在住・在勤・在学の18歳以上 30人</p> <p>●参加費：100円</p> <p>※雨天時はサブアリーナにてモルックとニュースポーツを体験</p>	ぐるる宮代 アスレチック広 場
25日（土） 9:00～12:00 予備日26日（日）	<p>親子ウォーキング てくてくミヤシロ2024</p> <p>■宮代の自然や歴史に触れながら、ちょこっと汗をかくウォーキングイベント。</p> <p>●対象：町内在住・在勤・在学の小学生と保護者 60人</p> <p>●参加費：100円（1人）</p>	スキップ広場～ 新しい村～西原 自然の森 *距離約6km

議案第7号

宮代町就学支援委員会の委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年4月25日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町就学支援委員会の委員に委嘱したいので、宮代町就学支援委員会
条例第3条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日とする。

宮代町就学支援委員会名簿

任期 令和6年4月1日～令和7年3月31日

	区 分	役 職 名	氏 名
1	委員（第1号委員）	宮代町医師会	鈴木 仁志
2	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	小林 祐太郎
3	委員（第2号委員）	宮代特別支援学校 教諭	武笠 美幸
4	委員（第2号委員）	春日部特別支援学校 教諭	山口 友美
5	委員（第2号委員）	言語聴覚士	田尻 恵美子
6	委員（第4号委員）	子育て支援課長	柴崎 記代子
7	委員（第3号委員）	須賀小学校 校長	金野 泰久
8	委員（第3号委員）	百間小学校 校長	塚越 健一
9	委員（第3号委員）	東 小学校 校長	高野 桂子
10	委員（第3号委員）	笠原小学校 校長	山口 隆夫
11	委員（第3号委員）	須賀中学校 校長	谷 義明
12	委員（第3号委員）	百間中学校 校長	栗原 利夫
13	委員（第3号委員）	前原中学校 校長	長井 勝利
14	委員（第3号委員）	須賀小学校 教諭	渡邊 裕治
15	委員（第3号委員）	百間小学校 教諭	野平 早苗
16	委員（第3号委員）	東小学校 教諭	西谷 かおり
17	委員（第3号委員）	笠原小学校 教諭	岩口 隼人
18	委員（第3号委員）	須賀中学校 教諭	飛田 麻笑
19	委員（第3号委員）	百間中学校 教諭	植竹 正子
20	委員（第3号委員）	前原中学校 教諭	伊藤 綾子
			定数は20名
	アドバイザー	保健センター主任保健師	岡本 知佳子
	アドバイザー	非常勤指導主事	毛塚 悟
	アドバイザー	非常勤指導主事	會田 知子
	アドバイザー	教育相談員	久野 弘子
	事務局	学校管理幹兼副課長	竹内 知子
	事務局	主幹兼指導主事	齋藤 真美子
	事務局	指導主事	嘉茂 達哉
	事務局	指導主事	三浦 洋介

※専門員委員会（第2～4回）は2・3・4及び14～20の委員により組織する。

【資料】 宮代町就学支援委員会条例（抜粋）

平成18年3月23日 条例第8号

（設置）

第1条 障害のある幼児、児童及び生徒（以下「障害児」という。）に対し、適正な就学に係る教育的支援を行うため、宮代町就学支援委員会（以下「就学支援委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 就学支援委員会は、宮代町教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- （1） 障害児の障害の種類及び程度の判断に関すること。
- （2） 障害児の就学に係る教育的支援に関すること。

（組織）

第3条 就学支援委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる職にある者のうちから教育委員会が委嘱する。

- （1） 医師
- （2） 識見を有する者
- （3） 教育経験者
- （4） 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

3 就学支援委員会は、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、連続して6年を超えない範囲において再任されることができる。ただし、当該附属機関の所掌事務に関し特に専門的な知識経験等を有する者が当該委員以外に得難い等特別の事情がある場合又は任期の途中である場合は、この限りでない。

《以下、省略》

議案第8号

宮代町立小・中学校への研究委嘱につき議決を求めることについて

別紙のとおり宮代町立小・中学校への研究委嘱することについて議決を求める。

令和6年4月25日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙のとおり宮代町立小・中学校へ研究委嘱したいので、宮代町立小・中学校研究委嘱要綱及び宮代町立小・中学校研究委嘱実施要項の規定により、この案を提出するものである。

令和6年度 研究主題一覧表

宮代町教育委員会

須賀小学校	主体的にコミュニケーションを図り、仲間と共に学びを深めようとする児童の育成 ～伝え合い、受け止め合う活動を通して次の学びにつなげる授業の創造（国語科を軸に）～（4年次）
百間小学校	自ら考え、仲間と伝え合う中で、「自分でできる！」を実感できる児童の育成 ～考えを伝え合う楽しさを味わわせる授業づくり～（3年次）
東 小学校	「自ら考え、学びに向かう東っ子の育成」 ～「自分らしい学び」の追求～（1年次）
笠原小学校	豊かな心を持ち、よりよく生きていくことのできる児童の育成 ～ 道徳科における指導方法の工夫・改善～（1年次）
須賀中学校	生きる力をはぐくむ小中一貫教育 「主体的・協働的な学びを通じた確かな学力の育成」～生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図る授業改善～（1年次）
百間中学校	生徒の思考力・判断力・表現力の向上を図る授業改善～各教科における生徒の主体的・対話的で深い学びを通して～（2年次）
前原中学校	学ぶ力を高め、主体的・協働的に学び合える生徒の育成 ～個別最適な学びの実現を目指して～（2年次）

議案第9号

宮代町学校運営協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱することについて議決を求める。

令和6年4月25日提出

宮代町教育委員会
教育長 中村 敏明

提 案 理 由

別紙の者を宮代町学校運営協議会委員に委嘱したいので、宮代町学校運営協議会規則第8条の規定により、この案を提出するものである。

なお、任期は、令和6年5月1日から令和7年3月31日とする。

宮代町学校運営協議会委員名簿

任期 令和6年5月1日～令和7年3月31日

学校名	氏名	区分
須賀小学校	1 大川 香	(2) 設置学校の地域住民
	2 野本 俊男	(2) 設置学校の地域住民
	3 矢部 久成	(2) 設置学校の地域住民
	4 三笥 隆司	(2) 設置学校の地域住民
	5 吉永 勝治	(6) 学識経験者
	6 金野 泰久	(4) 設置学校の校長
	7 木下 喜子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間小学校	1 齋藤 嘉保	(6) 学識経験者
	2 国川 恵子	(2) 設置学校の地域住民
	3 渡邊 和夫	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	4 金子 輝男	(2) 設置学校の地域住民
	5 向井 綾子	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 塚越 健一	(4) 設置学校の校長
	7 小倉 伸也	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
東小学校	1 佐藤 恵祐	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※元PTA会長
	2 新井 智	(6) 学識経験者
	3 加藤 廸子	(2) 設置学校の地域住民
	4 小島 隆子	(6) 学識経験者
	5 小泉 泰昭	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	6 高野 桂子	(4) 設置学校の校長
	7 六平 亘	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
笠原小学校	1 松本 和俊	(6) 学識経験者
	2 青田 文男	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※前PTA会長
	3 式田 正利	(2) 設置学校の地域住民
	4 島村 姪子	(2) 設置学校の地域住民
	5 大木 了一	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
	6 山口 隆夫	(4) 設置学校の校長
	7 工藤 将之	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

須賀中学校	1 上田 悟	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
	2 為ヶ谷 千佳子	(2) 設置学校の地域住民
	3 大和田 由梨	(2) 設置学校の地域住民
	4 栗本 隆雄	(2) 設置学校の地域住民
	5 石井 大晴	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※現PTA会長
	6 谷 義明	(4) 設置学校の校長
	7 渡辺 貴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
百間中学校	1 下 康浩	(2) 設置学校の地域住民
	2 齋藤 和浩	(2) 設置学校の地域住民
	3 三浦 一江	(2) 設置学校の地域住民
	4 新井 庸一	(2) 設置学校の地域住民
	5 土渕 早苗	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	6 栗原 利夫	(4) 設置学校の校長
	7 田中 理恵子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭
前原中学校	1 仙波 博崇	(1) 設置学校の児童又は生徒の保護者 ※現PTA会長
	2 中田 紀子	(2) 設置学校の地域住民
	3 齋藤 玲子	(3) 設置学校の運営に資する活動を行う者 ※前PTA会長
	4 吉田 シゲ子	(6) 学識経験者
	5 長井 勝利	(4) 設置学校の校長
	6 柿沼 千鶴子	(5) 設置学校の教職員 ※教頭

※令和4年度から令和5年度までは、小学校1校、中学校1校に設置

令和5年度から小学校4校、中学校3校に設置

【参考】宮代町学校運営協議会規則（抜粋）

令和3年3月24日 教委規則第1号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という）について、必要な事項を定める。

（目的）

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（設置）

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、小中一貫教育を施す場合その他教育委員会が二以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、二以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「設置学校」という。）を明示し、当該対象学校に対して通知するものとする。

（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 設置学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- （1）教育目標及び学校経営計画に関すること
- （2）教育課程の編成に関すること
- （3）組織編成に関すること
- （4）学校と保護者、地域住民等との連携による教育の充実に関すること
- （5）その他対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 設置学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、10名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 設置学校の児童又は生徒の保護者
- (2) 設置学校の地域住民
- (3) 設置学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 設置学校の校長
- (5) 設置学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、設置学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合には、教育委員会は速やかに新たな委員を任命するものとする。

4 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(任期)

第10条 委員の任期は、第8条第1項の任命の日から任命の日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 第8条第3項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により、選出する。

2 会長が会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

《以下、省略》

